

平成21年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年5月18日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
財 政 課 長 藤 江 信 義 君	税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決
議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第4 議会運営委員の選任について
- 第5 常任委員の選任について

開 会

平成21年5月18日（月） 午前10時00分開会

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより平成21年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（水野正美君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（水野正美君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において黒川民雄議員及び児安利之議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（水野正美君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日、法律第9号をもって、地方税法等の一部を改正する法律が公布され

たこと等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、市民税について申し上げますと、1点目は、昨年の税制改正により、ふるさと寄附金制度が導入されたことから、第36条の2第4項において、これに対応した市民税の申告書に寄附金税額控除申告書の様式を追加したものであります。

2点目は、本年10月から開始する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、これまで給与及び公的年金に係る所得以外の所得がある場合には、公的年金から特別徴収すると定めておりましたが、特別徴収の対象を公的年金等の所得に限定するため、第47条の2第2項を削除したものであります。

3点目は、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の税率の特例措置を平成21年度税制改正において、特例措置の期限を平成22年12月31日までであったものを、平成23年12月31日までに1年間延長するとともに、軽減税率の対象を金額にかかわらず適用することとされたことから、これにあわせて、平成20年度の改正条例附則第2条の関係条文の改正をしたものであります。

次に、固定資産税につきましては、1点目として、平成21年度評価替えに伴い、土地に係る平成21年度から平成23年度までの固定資産税の税負担の調整措置を講じるため、附則第12条及び附則第13条の改正をしたものであります。

2点目は、固定資産税の評価額が据え置かれる平成22年度及び平成23年度について、土地の評価額の下落修正ができる措置を講じるため、附則第11条の改正をしたものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行ったものであります。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今の市長の提案理由の説明で、ほぼ了解というか、中身がわかるわけですけど、なお担当課のほうから補足的な説明をお願いしたい。

今の市長の説明によれば、市民税におけるふるさと寄附金の税の関係、公的年金の市民税の特別徴収の関係、上場株式の特例措置の延長の関係、あるいは固定資産税における調整措置、あるいは評価額の関係、この5点についての説明がありましたが、先ほど市長が言われたように、地方税法の改正については、今年の3月31日に国会で地方税法等の一部を改正する法律が可決されたと。4月1日から施行ですから、これは当然、専決でなければやりようがないというので、専決で出てきたものと理解します。それはそれで私は別に異論を差し挟みませんが、ただ、今回の国における地方税法の改正については、今出された5点、個人住民税、あるいは住宅ローン特別控除とか、自動車取得税の時限措置、ハイブリットカーなどの免税措置とか、市民税、県民税を問わず、地方税に係る関係がかなり出てきていると。

国民健康保険税についても、訪問方式、ただし書き方式、その他、5点にわたる徴収方法が7点にわたる徴収方法に変えられてきているというようなこととか、いろいろ盛りだくさんの改正があるんだが、今回、勝浦市としては、市税にかかわるものということと、市税にかかわっても、直接というか、専決処分で4月1日以降実施のために、どうしても提起せざるを得ないものだけを今回、

提出してきたのかなというふうに理解するのだが、そういう理解で、まず第1点目はいいのか。

2点目としては、この地方税法の改正によって、少なくとも今回提起されてきている内容によって、勝浦市民に対する税改正によるプラスマイナスの影響額、もう一つは勝浦市自体にとってのプラスマイナスの影響額、これがこの提案によって、どれほど影響が出てきているのか、あるいは出てきてないのか、その点について、まずお聞きしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。初めに、税制改正全般ということで、説明をいたします。

1点目は、個人住民税でございますが、住宅ローン特別控除の創設でございます。住宅ローン減税の最大控除可能額を過去最大水準に引き上げ、あわせて平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるもの、これにつきましては平成21年から平成25年までに入居した者に限ってでございますけど、所得税から控除し切れなかった住宅ローンの控除額、最高9万7,500円を限度として個人住民税の所得割から控除できることと改正されました。

2点目といたしましては、自動車取得税についてでございますが、電気自動車やハイブリッドカーなど、環境に負荷の少ない新車を購入した場合などについて、自動車取得税が免税、軽減されます。これにつきましては、平成21年度から23年度までの時限措置でございます。

3点目でございますが、固定資産税、都市計画税でございます。1として、平成6年に固定資産税の評価額を公示価格の70%として設定した際に、急激な税額の増加を是正するための経過措置として負担調整措置が設けられました。この措置が平成21年度から23年度まで延長されます。

2として、評価額の据え置き年度にも評価額を下落修正できる特例措置が継続されます。

3として、条例による商業地等に係る固定資産税、都市計画税の減額制度が継続されます。

4として、新たに商業地等及び住宅用地で税負担が大幅に増額になる土地について、条例で課税額の上昇を1.1倍までに抑えることができる制度が設けられました。

3点目については、以上でございます。

4点目は、道路特定財源が一般財源化され、軽油取引税、自動車取引税について法律から目的と用途の制限が廃止されました。それに伴いまして、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に変わり、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税とともに、用途制限が廃止されます。

5点目は、上場株式等の配当、譲渡益に対する税率が本則20%となっているものを、平成20年度の税制改正で配当が100万円以下の部分、譲渡益が500万円以下の部分のみ、これを10%の軽減税率として特例措置をし、平成21年1月1日から20%の本則に戻すといっていたものを、この改正で10%の軽減税率期間を延長することになりました。

6点目は不動産取得税ですが、土地及び住宅の取得に係る税率を本則4%から3%に引き下げる措置を、及び宅地評価土地、住宅用地、商業用地等でございますけど、課税の特例措置として2分の1として平成24年3月31日までの3年間、延長されます。

7点目は、救急医療等を行う社会医療法人の土地、建物の非課税措置として、社会医療法人について救急医療等確保事業を行う病院及び診療所の建物、土地などに係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税が非課税とされます。また、社会医療法人の行う医療関係者の養成所に有する土地、施設、福祉法人が行う乳幼児家庭訪問事業、地域子育て支援拠点事業等のために使う不動産、施設が非課税の対象となります。

8点目は、海外にある子会社から国内の親会社への配当に対して、国内の法人税が課税されますが、この配当については非課税となります。

9点目は、介護保険料の1世帯当たりの年間課税限度額が4月1日から10万円に引き上げられます。

このような税制改正のうち、平成21年4月1日から適用となるものにつきまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

質問の専決処分だけというご質問でございますけど、今回の改正につきましては、専決処分のみの改正ということでご理解をお願いいたします。

市民に対する税制に対する影響額でございますけど、前年度と比べまして、軽減税率の延長になりますので、市民に対しては影響がないものと考えております。

市以外の影響額でございますけど、これについても、地方税法が全体の改正ということでございますので、市以外に関しても、もしかかるとするならば、株式の配当に係る所得、これについては勝浦市で海外に子会社がある場合については影響が出るものと考えておりますけど、勝浦市の場合は海外に子会社を持つ会社がございませんので、これについても影響はないものと判断をしております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） およそのところはわかりました。特に勝浦市にとっては実質的な影響もないということなんですけど、ただ、この地方税法の改正ということになりますと、全体として、今、課長が説明された幾つかの項目が全部包括して、一括でこの国会に提起されたわけでして、この国会での各党の地方税法に対する予算関連4法が出されたわけなんですけど、所得税法の改正、公債特例法、公債というのは、地方債も含めた公債ですね。

それから、地方税法の改正、地方交付税法等の改正、これらが一括で出てきている中で、地方税法も、我々にとって、市民にとって、あるいは地方自治体にとって有利に働く改正もあれば、中には、特に上場株式の配当、譲渡益に対する軽減税率というのが、引き続き20%が10%に引き下げの特例が延長がされているわけです。株式配当、庶民も若干やっている人もあるかもしれないけど、株式を買ったり売ったりで、それを生業としているのは、つまり、結局、大資本だとか、大金持ちとか、そういうところが主にやっているわけで、それがまさに地方税法にはね返ってくるということについては、国会で見ても、与党はもちろん提案者だから賛成しているが、私の認識では野党は全部、この地方税法の改正を含む関連法に対して反対の立場をとっていますけど、何を基準にこの地方税法改正を評価するのかということになれば、幾つかの有利に働く点、ハイブリッド車の減税とか、いろいろその他あるんですけど、にもかかわらず、依然として、うんと大資本を持って、それを運用したり、あるいは、そういう我々庶民とはほとんど関係のないところの優遇措置が、主に今回も出されているという点については、どうしても納得がいかないような改正なんですけど、自治体としては、その辺、どう考えるのか。

これは法律でそうなったからやらざるを得ないと言うけれども、そういう中でそれに地方自治体が国に対して異を唱えていくことがあり得るわけで、それともう一つは、この改正によって地方自治体が損失を受けた場合、どういうふうにかバーしてくれるのか。今のところ、勝浦市としては市の財政上、実損は出ないんだと、こう言うけれども、ただ、かわりにまだほかの専決でやらない部分も追い追い出てくるわけだけれども、実際に財源不足という形が出てくる場合に、国はどうい

うふうにそれを手当てしようとしているのか、その辺について、2点目に伺って、終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。まず、1点目の上場株式等の軽減税率非課税の延長でございますけど、これは法の改正によって市のほうに来るものですので、私たちとしては、それを改正してくれということについては、県税事務所、国税事務所のほうに要請をするという考え方で進まなければいけないのかなというふうには考えております。

次に、次回の議会のほうに提出する予定でございますけど、個人住民税の住宅ローンの特別控除、これは創設で、税額から控除する考えで進めて、税改正があるわけでございますけど、税額改正で税額から控除することにつきましては税額が減ることでございますので、それが損失になると思いますけど、それにつきましては、国のほうでは全額税収補てん特例交付金で補てんするというような答申が出ておりますので、市自体の財政については影響がないというふうには考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。ただいま税務課長のほうから市全体の財政の影響等のお話ございましたけども、今回の税制改正によりまして、特に道路特定財源の一般財源化の関係で、地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に改まったり、いろいろあるわけでございますけれども、その中で減収補てん特例交付金として、既にもう平成21年度当初予算のほうに見込んで計上しているものがございます。

一つが、先ほど出ました住宅ローンの特別控除の住宅借入金等税額控除分で約300万円、自動車取得税、これは自動車取得税の軽減策の関係での自動車取得税減税分として1,100万円ほど、当初予算で計上してございます。そういう面で1,100万円でございます。

そういう形で減収補てん特例交付金として、今回の減税分もある程度措置されておると。したがって、これによりまして財源的に大きく不利になることはないというふうに考えています。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第27号は承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

10時25分 休憩

11時00分 開議

議長辞職の件

[15番 水野正美君退席]

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の水野正美議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。守沢事務局長。

[事務局長朗読]

○副議長（丸 昭君） お諮りいたします。水野正美議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、水野正美議員の議長の辞職を許可することに決しました。

[15番 水野正美君入席]

○副議長（丸 昭君） 前議長水野正美議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。水野正美議員。

[15番 水野正美君登壇]

○15番（水野正美君） 議長退任に当たり、議員の皆様方に一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。この1年間、大変長いようで短かった1年間ありがとうございました。勝浦市制50周年の記念すべきときに、しかも、小泉改革の自治体に対する痛みの激しい中で、そして、またリーマンブラザーズの破綻に見られるような百年に一度という財政危機、経済危機を迎えた中で、本当に大変な時代に突入したと思います。

この1年間、私は、副議長、議運の皆さん方に支えられながら、そして全議員の皆さんのご協力を得て、何とか1年を過ごすことができました。ここに深く感謝の意を表する次第でございます。

先ほど述べましたように、時代はまさに激動の時代に入りました。今後とも議員の皆さん方と力を合わせながら、勝浦市政の発展と議会の活性化のために努力する所存でございます。どうぞ今後ともよろしく願い申し上げまして、整いませんけれども、御礼の言葉にかえたいと存じます。どうもありがとうございました。（拍手）

勝浦市議会議長の選挙

○副議長（丸 昭君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（丸 昭君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（丸 昭君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（丸 昭君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（丸 昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（丸 昭君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に根本 議員及び岩瀬洋男議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（丸 昭君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票2票、有効投票中、高橋秀男議員11票、岩瀬義信議員5票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、高橋秀男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高橋秀男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。高橋秀男議員。

〔11番 高橋秀男君登壇〕

○11番（高橋秀男君） 一言、ごあいさつを申し上げます。ただいま行われました選挙の結果、議長に就任することとなりました。極めて光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、皆様方からのご指導、ご協力を賜りながら、誠心誠意、努力、研鑽し、円満な議会運営に専念する所存でございます。議員各位のさらなるご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、極めて簡潔ですが、議長就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(丸 昭君) 議長が決まりましたので、交代をいたします。

[議長、副議長と交代]

○議長(高橋秀男君) 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11時16分 休憩

午後 1時00分 開議

副議長辞職の件

[13番 丸 昭君退席]

○議長(高橋秀男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の丸 昭議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高橋秀男君) ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。守沢事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋秀男君) お諮りいたします。丸 昭議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高橋秀男君) ご異議なしと認めます。よって、丸 昭議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

[13番 丸 昭君入席]

○議長(高橋秀男君) 前副議長丸 昭議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。丸 昭議員。

[13番 丸 昭君登壇]

○13番(丸 昭君) 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。昨年5月の臨時会におきまして、不肖、私、副議長というような職に、皆さん方のご信任をいただいております。その間、1年間、副議長としていろいろな面で勉強させていただきました。ひとえに皆様方のご支援の賜物だと、心より感謝を申し上げます。

この後、新しい副議長が選出されると思いますが、私以上のご支援をお願い申し上げまして、退任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

勝浦市議会副議長の選挙

○議長（高橋秀男君） ただいま副議長が欠員となりました。
お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋秀男君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（高橋秀男君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋秀男君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（高橋秀男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋秀男君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に根本 議員及び岩瀬洋男議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（高橋秀男君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、八代一雄議員12票、渡辺玄正議員5票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、八代一雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました八代一雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君） ただいまの選挙の結果、副議長に就任することとなりました。新議長のもとでその重責を一生懸命務めていく所存でございます。何分、至らぬ点の多い私ですので、より一層皆様方のご協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

議会運営委員の選任について

○議長（高橋秀男君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

板橋 甫、伊丹富夫、忍足邦昭、児安利之、寺尾重雄、根本 譲、丸 昭、八代一雄、以上8名でございます。

○議長（高橋秀男君） 暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員会委員長、伊丹富夫、同じく副委員長、根本 譲。以上でございます。

常任委員の選任について

○議長（高橋秀男君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員。板橋 甫、岩瀬洋男、黒川民雄、末吉定夫、土屋 元、根本 譲、丸 昭、水野正美、渡辺玄正、以上9名でございます。

続きまして、教育民生常任委員会委員。岩瀬洋男、岩瀬義信、刈込欣一、黒川民雄、児安利之、

高橋秀男、土屋 元、中村一夫、渡辺玄正、以上9名でございます。

続きまして、建設経済常任委員会委員。伊丹富夫、岩瀬義信、忍足邦昭、刈込欣一、末吉定夫、寺尾重雄、中村一夫、水野正美、八代一雄、以上9名でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員長、丸 昭、同じく副委員長、渡辺玄正。

教育民生常任委員会委員長、児安利之、同じく副委員長、土屋 元。

建設経済常任委員会委員長、末吉定夫、同じく副委員長、中村一夫。以上でございます。

閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。これをもちまして平成21年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時21分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第27号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 議会運営委員の選任について
1. 常任委員の選任について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員